

平成20年静岡県条例第22号

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡空港の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 航空交通の発達を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の健全な発展に資することを目的として、静岡空港（以下「空港」という。）を牧之原市及び島田市に設置する。

(空港の区域)

第3条 空港の区域は、知事が指定して公示した区域とする。

(滑走路等の運用時間)

第4条 空港の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）の運用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(航空機による滑走路等の使用の届出等)

第5条 滑走路等の運用時間内における航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機をいう。以下同じ。）の離陸若しくは着陸（以下「離着陸」という。）又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出をした者に対し、航空機による滑走路等の使用について空港の管理のために必要な指示をすることができる。

3 滑走路等の運用時間外における航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、航空機に事故その他の緊急事態が発生した場合その他特別の理由があると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

5 第3項の許可を受けた者は、滑走路等を使用するときは、滑走路等が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

(一定の重量を超える航空機による滑走路等の使用の許可)

第6条 航空機等級番号（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書14に規定する航空機等級番号をいう。）が63を超える航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、滑走路等の状況、使用頻度等を考慮し、滑走路等が航空機の安全な離着陸に耐え得ると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

(航空機の停留等の制限)

第7条 第5条第1項の規定による届出をし、又は同条第3項の許可を受けて滑走路等を使用する者（以下「滑走路等使用者」という。）は、知事が指定する場所以外の場所において、航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(航空機の給油作業等の制限)

第8条 空港の区域内においては、次の各号のいずれかに該当する場合は、航空機の給油又は排油の作業を行ってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態である場合
- (2) 航空機の発動機が運転中又は加熱状態である場合
- (3) 旅客が航空機内にいる場合（必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。）
- (4) 航空機の無線設備又は電気設備が操作され、その他静電気による火花放電を起こすおそれのある物件が使用されている場合
- (5) 航空機及び給油装置又は排油装置がそれぞれ電位零以外の地点に接地している場合
（空港の区域への立入りの制限等）

第9条 知事は、災害が発生したとき、混雑を予防する必要があるときその他空港の管理上必要があると認めるときは、空港の区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は空港の区域に立ち入っている者の行為を制限することができる。

（制限区域への立入りの許可）

第10条 滑走路等その他知事が立入りを制限する旨を標示する区域（以下「制限区域」という。）に立ち入ろうとする者（航空機に乗降する航空機の乗組員及び旅客を除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、事業のために従業者を制限区域に立ち入らせる必要がある者が当該従業者の制限区域への立入りについて知事の許可を受けたときは、当該従業者は、同項の許可を受けずに制限区域に立ち入ることができる。この場合において、知事は、当該従業者に対し、必要な指示をすることができる。

（制限区域内における車両の運行の許可）

第11条 制限区域内において車両を運行の用に供しようとする者は、規則で定めるところにより、当該車両ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 制限区域内において車両を運行の用に供しようとする者は、規則で定めるところにより、当該車両を運転する者ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

（禁止行為）

第12条 空港の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 標札、標識、芝生その他空港の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 知事の許可を受けずに、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 知事の許可を受けずに、裸火を使用すること。
- (4) 知事が指定する場所以外の場所で、可燃性の液体、可燃性の気体その他これらに類する物品を保管し、又は貯蔵すること。
- (5) 知事が指定する場所以外の場所で、車両を運転し、駐車し、修理し、又は清掃すること。
- (6) 知事が指定する場所以外の場所で喫煙すること。
- (7) 知事の許可を受けずに、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、空港の秩序を乱し、又は空港の機能を損なうおそれがある行為をすること。

と。

(土地等の使用の許可等)

第13条 工作物その他の物件を設けて継続して空港の土地又は工作物を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、空港の土地又は工作物の使用が空港の機能を損なうおそれのないものであり、かつ、第2条に規定する目的に反しないものであると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項の規定により空港の土地を貸し付ける場合における当該土地の使用については、第1項の規定は、適用しない。

(航空機給油施設の使用の承認等)

第14条 空港の航空機給油施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。当該承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 航空機給油施設の設置の目的に反すると認めるとき。
- (2) 航空機給油施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

3 第1項の承認を受けた者（以下「航空機給油施設使用者」という。）は、航空機給油施設の使用を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(追加〔平成20年条例第38号〕)

(営業の許可等)

第15条 空港の区域内において営業しようとする者（規則で定める者を除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、営業の内容が空港の秩序を乱すおそれのないものであり、かつ、空港の利用者の利便を増進するものであると認めるときに限り、前項の許可をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該営業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(使用料の納付)

第16条 滑走路等使用者は、別表第1に定める額の着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を、着陸料にあつては着陸後直ちに、停留料にあつては停留を終わったときに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、滑走路等使用者は、着陸又は停留の都度納める必要がない着陸料等としてあらかじめ知事が承認した着陸料等については、知事が発行する納入通知書により納期限までに納めなければならない。

3 第13条第1項の許可を受けた者（以下「土地等使用者」という。）は、別表第2に定める額の土地等使用料を知事が発行する納入通知書により納期限までに納めなければならない。

4 航空機給油施設使用者は、別表第3に定める額の航空機給油施設使用料を知事が発行する納入通知書により納期限までに納めなければならない。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(使用料の減免)

第17条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、着陸料等、土地等使用料及び航空機給油施設使用料（以下「使用料」という。）を減免することができる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（使用料の不還付）

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（許可等の条件）

第19条 知事は、空港の管理上必要があると認めるときは、この条例の規定による許可又は第14条第1項の承認（以下「許可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（監督処分）

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可等を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は当該行為の中止、空港の区域からの退去その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく処分に違反し、若しくは指示に従わなかった者
- (2) 前条の規定により許可等に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可等を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 空港に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 空港の管理に著しい支障が生じるおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（報告の徴収及び立入検査）

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定により届出をした者若しくは許可等を受けた者に対し、空港の使用状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該届出をした者若しくは許可等を受けた者の空港の区域内における営業所に立ち入り、工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（原状回復）

第22条 土地等使用者は、その使用を終わったとき、又は第20条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに当該土地又は工作物を原状に復さなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

（指定管理者による管理）

第23条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下

「指定管理者」という。)に空港の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の空港の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空港の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、空港の管理に関して知事が必要と認める業務
(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第24条 前条第1項の規定による指定は、空港の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(指定管理者の指定)

第25条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切に空港の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、空港の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第26条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(指定管理者の事業報告)

第27条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第20条の規定による知事の命令に違反した者
- (2) 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(一部改正〔平成20年条例第38号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月31日までの間において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する（平成21年規則第27号で平成21年6月4日から施行）。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5項の規定 公布の日

(2) 次項から附則第4項までの規定 施行日前の日で規則で定める日（平成21年規則第27号で平成21年4月28日から施行）

（一部改正〔平成21年条例第19号〕）

(準備行為)

2 第3条の規定による公示は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 第5条第1項の規定による届出は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。この場合において、知事は、当該届出をした者に対し、同条第2項の規定の例により必要な指示をすることができる。

4 第6条第1項、第10条、第11条、第12条第2号及び第3号、第13条第1項並びに第15条第1項の許可、第14条第1項の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、当該各規定の例により行うことができる。この場合において、知事は、第19条の規定の例により、当該許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

5 第25条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第24条から第26条までの規定の例により行うことができる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

(着陸料の特例)

6 航空法第2条第18項の航空運送事業の用に供する航空機の着陸料の額は、当分の間、別表第1の規定にかかわらず、同表の規定により計算して得た額に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、着陸料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

7 航空法第2条第19項の国際航空運送事業の用に供する航空機の着陸料の額は、施行日から平成24年3月31日までの間、前項の規定にかかわらず、別表第1の規定により計算して得た額に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、着陸料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

（一部改正〔平成20年条例第38号〕）

附 則（平成20年10月24日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月17日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月18日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。